

【 内容が一部変更になりました 】

※1 介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度の保険給付に係る所得区分・保険料算定基準が
80万円から80万9,000円に見直されました。

P30 ●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況
1	生活保護受給者の方等	要件なし
	老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円（※1）以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超（※1）120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

P31 ●自己負担が高額になったときの負担軽減

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得 690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
課税所得 380万円以上 690万円未満 (年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円（※1）以下の方等	15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

P33

あなたの介護保険料を確認しましょう

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	
	世帯全員が 市民税非課税で 前年の公的年金等収入額と それ以外の合計所得金額の合計が	80万円（※1）以下の方
第2段階		80万円（※1）超 120万円以下の方
		120万円超の方
第3段階		80万円（※1）以下の方
		80万円（※1）超の方
第4段階		80万円（※1）以下の方
		80万円（※1）超の方
第5段階		

裏面もご覧ください。

【 事業の名称及び自己負担の金額が一部変更になりました 】

P5・P6・P7・P9・P22・P23・P38に記載の

「介護予防・生活支援サービス事業」が



「サービス・活動事業」に変更になりました。

P23 自己負担のめやす(1か月あたり ※自己負担が1割の場合)の金額が以下のとおり変更になりました。

- 訪問介護(ホームヘルプ)

週1回利用	1,173円
週1回利用	1,201円

- 通所介護(デイサービス)

週1回利用	1,823円
週1回利用	1,824円

【 担当課の名称が変更になりました 】

P25・P27・P37・裏表紙に記載の

「健康政策課(医療介護支援係)」が



「地域包括支援課(地域包括支援係)」に変更になりました。

※電話番号は「237-5484」のままで変更ありません。

【 新しい事業が追加されました 】

P23 サービス・活動事業(旧 介護予防・生活支援サービス事業)に、令和8年1月より、以下の事業が追加されました。

いきいき買い物(生きがい)リハビリ事業

自宅からスーパーマーケット等へ送迎し、軽運動と歩行運動・買い物を行うことで、身体・認知機能の向上等を目指します。

自己負担のめやす(1か月あたり)

※自己負担が1割の場合

週1回利用	1,277円
-------	--------